



環 評 審 第 22 号
平成 29 年 11 月 15 日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 宮 城 邦 治



宮古島市ごみ処理施設整備に係る環境影響評価事後調査報告書の審査について（答申）

平成 29 年 7 月 25 日付け沖縄県諮問環第 3 号で諮問のあったみだしのことについて、別添
のとおり答申します。



宮古島市ごみ処理施設整備に係る環境影響評価事後調査報告書に対する答申

1 総体的事項

- (1) 本事後調査報告書では、大気質と悪臭に係る施設等の存在及び供用の事後調査が秋季と冬季の2季しか実施されておらず、平成25年2月に県に送付のあった宮古島市ごみ処理施設整備に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載された「供用開始1年間（4季）」の大気質及び悪臭の調査結果の評価ができていない。

事後調査は、予測の不確実性を補うために設けられた制度であり、適切な時期に事後調査が実施されない場合は、必要な環境保全措置を講ずることができないおそれがある。

については、事後調査の重要性を十分に認識させ、環境保全措置等を適切に実施させること。

- (2) 本事後調査報告書では、事後調査結果の記載内容に誤植が見受けられるため、作成にあたっては、複数回の見直しを行わせ、細心の注意を払って作成させること。

2 地下水の水象について

地下水の水位の増減については、降雨の影響に加えて施設稼働に伴う取水の影響も考えられる。評価書では、施設稼働に伴う地下水取水による地下水位への影響はほとんどないものと予測しているが、取水を行った平成28年4月から取水井戸の地下水位が低下傾向にある。

本事後調査報告書では、地下水位の低下の原因について、降雨の影響としており、施設稼働による取水の影響を検討していない。

については、施設稼働による地下水位への影響について、降雨量との比較に加え、取水量についても考察させること。

3 陸域動物について

- (1) 地下水生生物の調査について

地下水生生物の生息状況の調査結果では、事後調査の結果と比較して、環境影響評価時調査における地下水生生物の確認数が少ない。生物の生息状況調査は、確認数等に年変動が生じることがあるため、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討及び対象事業に係る環境影響の総合的な評価については、単年度の事後調査の結果と環境影響評価時調査の結果を比較するだけでなく、過年度に実施した事後調査の結果とも比較させ、事業による環境への影響を検討させること。

(2) ミヤコマドボタルの調査について

ア ミヤコマドボタルは、環境影響評価時調査では事業予定地外の南側の林縁部で合計 101 個体が確認されているが、平成 28 年度の事後調査報告書では合計して 3 個体しか確認されていない。

については、事業の実施によるミヤコマドボタルへの影響を検討させ、ミヤコマドボタルの確認数の減少が事業に起因するものであった場合、必要な環境保全措置を講じさせること。

イ ミヤコマドボタルの環境影響評価時調査では、幼虫の確認状況も記載されており、対象事業実施区域南側の林内が再生産の場になっていることが確認されている。

そのため、幼虫及び成虫の生育状況を確認し、事業による影響を評価する必要があることから、ミヤコマドボタルの調査については、環境影響評価時調査と同様の調査手法で実施させ、幼虫と成虫の確認状況がわかるよう整理させること。

4 廃棄物等の発生状況について

廃棄物等発生量の事後調査結果と環境影響評価予測との比較では、廃棄物等の発生量が環境影響評価時予測結果を大幅に上回っており、工事で発生した廃棄物等が適正に処理できる量であるか懸念される。

については、工事中に発生した廃棄物等の処理・処分した状況について、事後調査報告書に記載させること。

5 緑化計画について

(1) 在来種の活用について

平成 28 年度環境保全措置要求 4 で知事が求めた緑化計画についての環境保全措置要求への対応として、「可能な限り宮古島産の在来種を用いることとし、環境の保全に十分に配慮する」としている。

緑化計画にて選定されているシャリンバイは、種の同定の精度によっては、在来種のおキナワシャリンバイと外来種のシャリンバイが混同されることがあるため、今後整備予定のリサイクルセンター等の緑化で用いる場合には、おキナワシャリンバイを選定させること。

また、緑化に用いるその他の種の選定についても、宮古島産の植物を用いるよう努めさせること。

なお、平成 29 年 8 月 3 日に実施した沖縄県環境影響評価審査会による現地調査時の緑化計画に関する説明の中で、今後の緑化計画で検討している樹種の中にソウシジュが含まれていた。ソウシジュは環境省と農林水産省が共同で作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に記載された重点対策外来種である

ため、植栽樹種として選定させないこと。

(2) 法面植栽について

評価書では、対象事業実施区域南側法面において、トウツルモドキやコウライシバのマット植栽を行うこととしていたが、現地調査時には、当該法面の植栽が行われていなかったため、評価書の記載事項に基づいて、法面の植栽を行わせること。